

Du Contrat social における *people* の概念 — 政治思想史研究における翻訳語の問題 —

矢 次 眞

- 一 はじめに
- 二 *people* というフランス語の意味
- 三 CSにおいて使用されている *people* という語
- 四 CSにおける独自の *people* 概念
- 五 事実レベルの *people* における CS 独自 *people* 概念適合可能条件
- 六 おわりに

一 はじめに

Du Contrat social (以下、CSと略記)⁽¹⁾ における *people* の概念を認識することを本稿は目指す。

people という語に対してはさまざまな翻訳語が与えられている⁽²⁾。その中で最も多用されてきた翻訳語は「人民」という翻訳語であろう。今では、*people* という語を見れば「人民」という語が、翻訳語であるということが意識されないまま、条件反射的に念頭に浮かんでしまう。それ程に、「人民」という翻訳語が認識を支配している。

言うまでもなく、「人民」という語は *people* という原語に対する、あくまでも暫定的な、一つの仮の翻訳語として創始されたに過ぎない。日本における最初の仏和辞典と評されている村上英俊『佛語明要』(1864年〔元治元年])で *people* という語に対する二つの翻訳語(「人民」、「池魚」)の一

つとして採用されて以来、また、CSにおける people という語に対する翻訳語としては最初の全訳である服部徳『民約論』（1877年〔明治10年〕）で採用されて以来、1世紀以上に亘り、結果的には常用され続けて今に至っている。

ところで、翻訳者たちは、あるいは、「人民」という翻訳語を使用する研究者たちは、使用されている people という語が担わされている概念を認識するという不可欠な作業を経た上で、認識された概念に相当する最適な翻訳語として「人民」という翻訳語を選び取ったのであろうか。恐らくは、そのような作業は省略して、条件反射的に、people という語を「人民」という語に置き換えているだけなのではないだろうか。

実は、「人民」という語は、people という語に対する翻訳語として採用される前の段階においても、担わされている概念を認識することが困難な語として存在していたのである。「人民という概念は、ヒトクサとよぶものを含めると『古事記』『日本書紀』の昔からある。したがってこの概念自体、近代と、古代・中世・近世とでは異なるものとして、歴史的にとらえ直すことが必要である。ただあまりにもポピュラーなため、従来ほり下げられることはなかった」^③のであり、近現代においても時期により、また、同一時期においても、論者により多様な概念を担わされて使用されてきている。

そこで本稿では、そのような問題を含む「人民」という翻訳語は念頭から排除して、people という語に向かい、CSにおいてはそれぞれの people という語がルソーによってどのような概念を担わされていたのか、という問いを立てて、その問いに対する答えを探求してみたい。

二 people というフランス語の意味

1 people というフランス語が担わされている意味の多様性

people というフランス語は、「人民」という語がどのような意味を担わ

されているかにかかわりなく、「人民」という一つの翻訳語を与えることは不可能な、極めて多数の意味を担わされている語であるということを認識しておかなければならない。

2 意味⁽⁴⁾

(1) *peuple* (A1)

peuple (A1) の意味を構成する要素(意味素)は次の通りである。① *ensemble* (集合体) + ② 構成要素は *humains* (人々) + ③ *vivant en société* (社会生活を営んでいる) + ④ *habitant un territoire défini* (限定された地域に居住している) + ⑤ *ayant en commun un certain nombre de coutumes* (一定数の慣習を共有している) + ⑥ *ayant en commun un certain nombre d'institutions* (一定数の制度を共有している) + ⑦ *ayant en commun, parfois, une communauté d'origine* (ときには、出身共同体を共有している)。*peuple* (A1) の意味を記述すれば、一定数の慣習、一定数の制度を共有し、ときには、出身共同体を共有して、限定された地域に居住し、社会生活を営んでいる人々を構成要素とする集合体、となる。①②③④を要素とする類義語は *habitant*。類義語は *association*、*gent*、*nation*、*pays*、*population*、*société*。

(2) *peuple* (A2)

peuple (A2) の意味を構成する要素は次の通りである。① *ensemble* (集合体) + ② 構成要素は *hommes* (人々) + ③ *ayant même origine ethnique* (同一民族起源を持つ) + ④ *ayant même religion* (同一宗教を持つ) + ⑤ *ont le sentiment d'appartenir à une communauté (bien qu'ils n'habitent pas le même territoire* ([同一地域に居住していないにもかかわらず] 一つの共同体への帰属意識を持つ)。*peuple* (A2) の意味を記述すれば、同一民族起源を持ち、同一宗教を持ち、[同一地域に居住していないにもかかわらず] 一つの共同体への帰属意識を持つ人々を構成要素とする集合体、となる。

(3) **peuple (B)**

peuple (B) の意味を構成する要素は次の通りである。① ensemble (集合体) + ②構成要素は personnes (人々) + ③ soumises aux mêmes lois (同じ法律に従う)。peuple (B) の意味を記述すれば、同じ法律に従う人々を構成要素とする集合体、となる。

(4) **peuple (B1a)**

peuple (B1a) の意味を構成する要素は次の通りである。① ensemble (集合体) + ②構成要素は population (人々) + ③ en tant que sujet de droits politiques (政治的権利の主体という観点から見られた)。peuple (B1a) の意味を記述すれば、政治的権利の主体という観点から見られた人々を構成要素とする集合体、となる。

(5) **peuple (B1b)**

peuple (B1b) の意味を構成する要素は次の通りである。① ensemble (集合体) + ②構成要素は population (人々) + ③ en tant que soumis au pouvoir politique (政治権力に従うという観点から見られた)。peuple (B1b) の意味を記述すれば、政治権力に従うという観点から見られた人々を構成要素とする集合体、となる。

(6) **peuple (B2)**

peuple (B2) の意味を構成する要素は次の通りである。① le plus grand nombre (大多数の人びと) + ② opposé aux classes supérieures, dirigeantes (sur le plan social) ([社会階級的観点からの] 上流階級、支配階級とは対照的な) + ③ opposé aux éléments les plus favorisés, matériellement ou culturellement, de la société (社会の中で、物質という観点あるいは教養という観点から見て最も恵まれた構成員たちとは対照的な)。peuple (B2) の意味を記述すれば、社会の中で、物質という観点あるいは教養という観点から見て最も恵まれた構成員たちとは対照的な、[社会階級的観点からの] 上流階級、支配階級とは対照的な大多数の人びと、となる。類義語は foule, masse, multitude, canaille, plébe, troupeau。さらには, Roturier、

Tiers-État, Prolétariat, Ouvrier, paysan。

(7) *people* (C)

people (C) の意味を構成する要素は次の通りである。① *foule*, *multitude* (群) + ② 構成要素は *personnes* (人々) + ③ *assemblées* (集まった)。*people* (C) の意味を記述すれば、集まった人々を構成要素とする集合、となる。類義語は *assemblage*, *concours*。

三 CS において使用されている *people* という語

CS において使用されている *people* という語⁽⁵⁾ が担わされている概念は歴史レベルの概念と理論レベルの概念に区分される。歴史レベルの概念は不特定概念と特定概念に区分される。理論レベルの概念は一般概念と CS 独自概念に区分される。さらに、CS 独自概念適格的に創設された事実レベル概念が構成されている。

1 歴史レベルの概念

① 不特定 (一般) 概念

国王に支配されている被支配者 (臣民) の集合体

(*people*(128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137))

② 特定概念

(1) République romaine (ローマ共和国) の *people*

(*people*(40) (47) (164) (165) (166) (178) (179) (181) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (234) (235) (236) (238) (240) (241) (243) (258))

(2) ルイ13世統治下の *people* (*people*(31))

(3) 17世紀フランスとイギリスの *people* (*people*(32) (33))

(4) 古典古代ギリシャのポリス・アテナイの *people* (*people*(38) (39))

(5) 古典古代ギリシャのポリス・スパルタの *people* (*people*(46))

- (6) ジュネーヴ共和国の *people* (*people*(62))
- (7) ピョートル大帝支配下のロシアの *people* (*people*(65))
- (8) 18世紀コルシカ島の *people* (*people*(84))⁽⁶⁾
- (9) フランス王国の *people* (*people*(157) (173))
- (10) 護民官制度成立時のローマ共和国の *people* (*people*(159) (160) (161))
- (11) 18世紀中期イギリスの *people* (*people*(176))
- (12) ヴェネチア共和国の *people* (*people*(239) (242))
- (13) 古典古代ギリシャの外部(世界)の当時の未開 *people* (*people*(250) (251))

2 理論レベルの概念

① 一般概念

Dieux を構成要素とする集合体 (*people*(121))

② CS 独自概念

章をあらためて CS 独自概念を説明する。

四 CSにおける独自の *people* 概念

1 概念 *peopleA* (*people*(21))

ルソーが理論レベルで構成した *état de nature* (自然状態)において、*particulier* により構成されている *multitude* と規定される概念である。*hommes épars*⁽⁷⁾とも言われている。*maître* を前提とする *esclaves* という *aggrégation* が存在し始める段階以前の理論レベルの人集合である。

2 概念 *peopleB* (*people*(16) (19) (22) (23) (51) (94) (95) (96) (97) (98) (127) (158) (162))

CS を締結して *associé* の資格を獲得した *particulier* としての *individu* の結合体と規定される概念である。

3 概念 *peupleC* (*peuple*(112)(113)(114)(115)(167)(168)(169)(170)(190))

législateur の *législation* により作成された *loi politique* 草案の提出を受けて、*assemblée du peuple* (= *peupleB*) における審議・議決を経て可決された *loi politique* における、CS を締結して *associé* の資格を獲得した *particulier* としての *individu* の結合体と規定される概念である。

4 概念 *peupleC-1* (*peuple*(41)(91)(109)(116)(123)(171)(172)(175)(180)(186)(189)(202)(206))

peupleC を前提として、*Souverain* の構成員としての役割を担当している場面における *individu* の集合体と規定される概念である。

5 概念 *peupleC-2* (*peuple*(42)(43)(92)(93)(99)(100)(101)(102)(103)(104)(105)(106)(107)(108)(110)(111)(122)(137)(238))

peupleC を前提として、*Etat* の構成員としての役割を担当している場面における *individu* の集合体と規定される概念である。

6 概念 *peupleC-3* (*peuple*(191)(196))

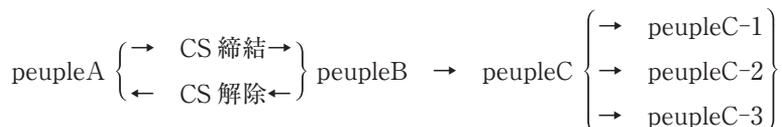
peupleC を前提として、*Prince* の構成員としての役割を担当している場面における *individu* の集合体と規定される概念である。

7 CS 独自 *peuple* 概念の構造

概念 *peupleA* が原型である。概念 *peupleA* に CS 締結という要素が付加されると概念 *peupleB* が構成される。概念 *peupleB* に *loi politique* に基づく *société politique* 成立という要素が付加されると概念 *peupleC* が構成される。概念 *peupleC* に *pouvoir législatif* 行使という要素が付加されると概念 *peupleC-1* が構成される。概念 *peupleC* に *Etat* という要素が付加されると概念 *peupleC-2* が構成される。概念 *peupleC* に *Prince* という要

素が付加されると概念 peopleC-3 が構成される。

CS 独自 people 概念の構造図を示せば次のようになる。



五 事実レベルの people における CS 独自 people 概念適合可能条件

1 CS 独自 people 概念に適合する事実レベルの people を創造するためには、自然的・土地関連的条件群に加えて、既存の事実レベルの people が諸条件を備えていなければならない。それらの条件を欠いている場合には、そもそも始めから、CS 独自 people 概念に適合する事実レベルの people を創造することは不可能である。

2 CS 独自 people 概念適合可能条件⁽⁸⁾

(1) ① *abondance* (豊穰) の享受② *paix* (平穩) の享受は CS 独自 people 概念適合可能絶対条件である⁽⁹⁾。これらの条件を欠く事実レベルの people を *législateur* は *législation* の対象とすることはできない。

(2) *origine* (出身)、*intérêt* (利益)、*convention* (慣習) レベルのつながりによりすでに結び付けられていること、ただし、*le vrai joug des loix* (法律という本当の拘束) をまだ与えられていないこと

(3) 除去不可能なほどに根を下ろしている *coutumes* (慣習)、*superstitions* (迷信) を持っていないこと

(4) 独立を自力で維持できること

(5) 全員が全員を知り、全員が同一の負担を引き受けていること

(6) 他の people を必要とせず、必要とされないこと

- (7) 裕福でもなく貧しくもなく、自給自足できること
- (8) 昔の people の consistance (しんの強さ) と新しい people の docilité (素直さ) を併せ持っていること

3 CS 独自 people 概念適合可能条件具備事実レベル people の存在 稀少性

建築家が設計図を描き、設計図に基づいて建築を開始する前に、土壤を精査するのと同様に、*législateur* は *législation* に先立って、*législation* の対象である事実レベルの *people* を精査する。*législateur*、すなわちルソーの見るところ、CS という設計図に基づいて建築を試みようとしても、適地は稀有、あるいは皆無なのである。

CS 独自 *people* 概念に適合可能な上記の条件群を具備している事実レベル *people* は、ルソーの認識を前提にすれば、コルシカ島の *people* を唯一の例外として、存在しない。CS 独自 *people* 概念を構成したルソーは現実に目を転じたとき、構成した CS 独自 *people* 概念を実現できる事実レベル *people* を見つけ出すことができなかった。それ程に、理想と現実の乖離は巨大であった。祖国ジュネーヴ共和国の事実レベル *people* にルソーは、本心、CS 独自 *people* 概念の実現を期待していたのであろうか⁽¹⁰⁾。無理とわかっているにもかかわらず、期待する以外にはなかったのであろう。

législateur としてのルソーは後に『コルシカ憲法草案』を書き、『ポーランド統治論』を書いたが、フランス王国を解体してフランスの *people* のために *législateur* の役を引き受けようとはしなかった。それは、フランスの *people* が CS 独自 *people* 概念適合可能条件具備事実レベル *people* ではないと判断していたからであろう。ルソーとフランス革命というテーマについて考えるに際して念頭に置くべき論点であると考え。

4 CS 独自 people 概念適合可能条件具備事実レベル people の存続 困難性

CS 独自 people 概念適合可能条件具備事実レベル people の存在を前提として、CS 独自 people 概念に適合する事実レベル people が、奇跡的なことではあれ、形成され得たとしても、当該 people が存続することは極めて困難なことであるとルソーは、リアリストの視点から、考えていた。その認識を前提として、ルソーは多くの思考を書き記すことになる。

六 おわりに

「人民」という翻訳語の是非が問題なのではない。「人民」という翻訳語以外の翻訳語の是非が問題なのでもない。どのような翻訳語であれ、日本語という言語の語彙の中から最適な翻訳語を選択すること自体が問題なのである。

なぜか。CS においてルソーにより使用されている people という語は多数の概念を担わされているからである。しかも、ルソーは特定の people という語を通してルソー独自の概念を表現している。その意味では people というフランス語という言語の語でさえ、ルソー独自の概念を担い得ていない。

そこで本稿では、people という語を基に、担わされているそれぞれの概念に対応させて、peopleA、peopleB、peopleC、peopleC-1、peopleC-2、peopleC-3 という語（記号）を創造した。

研究のための、思考し議論するための補助手段としての研究用語である。

概念認識の適否、研究（思考、議論）用の語（記号）の適否についても今後の検討課題であり、概念認識の前進、適切な研究用語の創造を目指したい。

長年に亘り無自覚に常用されてきた「人民」という翻訳語から解放され

て、*peuple* という原語だけを対象に研究することを提言して本稿を閉じることにする。

注

- (1) 本稿が依拠する *Du Contrat social* のテキストは以下の通りである。J. J. Rousseau, *Œuvres complètes*, Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard, 1964, Tome III, pp. 347-470.
- (2) *peuple* という語に対して与えられている翻訳語は次の通りである。人民、国民、民族、民衆、臣民、住民、人間、人々、人口、国。仏和辞典において記述されているのは翻訳語だけであり、*peuple* という語が担わされている意味を認識することはできない。「人民」「国民」「民族」等の語はそれぞれ多数の意味を担わされている。岡本仁宏「国民」（古賀敬太編著『政治概念の歴史的展開 第二巻』晃洋書房、2007年、27-53頁）、加藤節「民族」（古賀敬太編『政治概念の歴史的展開 第八巻』晃洋書房、2015年、1-22頁）参照。
- (3) 芳賀登『民衆概念の歴史的変遷』雄山閣、1984年、67頁。
- (4) 以下の資料に依拠して *peuple* という語の意味を認識する。Alain Rey, *Le Grand Robert de la langue française*, deuxième édition, Tome VII, Dictionnaire le Robert, 1987, pp. 329-330.
- (5) CSにおける268個の *peuple* という語の語番号、使用頁は以下の通りである。
(1)p. 352. (2)p. 352. (3)p. 352. (4)p. 353. (5)p. 353. (6)p. 355. (7)p. 355. (8)p. 356. (9)p. 356. (10)p. 356. (11)p. 357. (12)p. 357. (13)p. 358. (14)p. 358. (15)p. 358. (16)p. 359. (17)p. 359. (18)p. 359. (19)p. 359. (20)p. 359. (21)p. 359. (22)p. 359. (23)p. 362. (24)p. 362. (25)p. 366. (26)p. 369. (27)p. 369. (28)p. 369. (29)p. 369. (30)p. 370. (31)p. 370. (32)p. 371. (33)p. 371. (34)p. 371. (35)p. 371. (36)p. 371. (37)p. 372. (38)p. 374. (39)p. 374. (40)p. 377. (41)p. 379. (42)p. 379. (43)p. 380. (44)p. 380. (45)p. 381. (46)p. 381. (47)p. 382. (48)p. 383. (49)p. 383. (50)p. 383. (51)p. 383. (52)p. 383. (53)p. 384. (54)p. 384. (55)p. 385. (56)p. 385. (57)p. 385. (58)p. 385. (59)p. 385. (60)p. 385. (61)p. 385. (62)p. 385. (63)p. 386. (64)p. 386. (65)p. 386. (66)p. 387. (67)p. 387. (68)p. 387. (69)p. 387. (70)p. 387. (71)p. 387. (72)p. 388. (73)p. 388. (74)p. 389. (75)p. 389. (76)p. 390. (77)p. 390. (78)p. 390. (79)p. 390. (80)p. 390. (81)p. 390. (82)p. 391. (83)p. 391. (84)p. 391. (85)p. 392. (86)p. 392. (87)p. 393. (88)p. 393. (89)p. 394. (90)p. 394. (91)p. 395. (92)p.

396. (93)p. 396. (94)p. 397. (95)p. 397. (96)p. 397. (97)p. 397. (98)p. 397. (99)p. 397. (100)p. 398. (101)p. 398. (102)p. 398. (103)p. 398. (104)p. 399. (105)p. 399. (106)p. 399. (107)p. 400. (108)p. 400. (109)p. 400. (110)p. 402. (111)p. 402. (112)p. 403. (113)p. 403. (114)p. 403. (115)p. 403. (116)p. 404. (117)p. 404. (118)p. 404. (119)p. 404. (120)p. 405. (121)p. 406. (122)p. 406. (123)p. 406. (124)p. 406. (125)p. 407. (126)p. 408. (127)p. 408. (128)p. 409. (129)p. 409. (130)p. 409. (131)p. 409. (132)p. 409. (133)p. 409. (134)p. 409. (135)p. 410. (136)p. 410. (137)p. 410. (138)p. 413. (139)p. 414. (140)p. 415. (141)p. 415. (142)p. 415. (143)p. 415. (144)p. 415. (145)p. 416. (146)p. 416. (147)p. 417. (148)p. 417. (149)p. 418. (150)p. 418. (151)p. 419. (152)p. 419. (153)p. 419. (154)p. 419. (155)p. 420. (156)p. 420. (157)p. 420. (158)p. 422. (159)p. 422. (160)p. 422. (161)p. 422. (162)p. 425. (163)p. 425. (164)p. 425. (165)p. 425. (166)p. 426. (167)p. 426. (168)p. 426. (169)p. 426. (170)p. 427. (171)p. 428. (172)p. 428. (173)p. 429. (174)p. 429. (175)p. 430. (176)p. 430. (177)p. 430. (178)p. 430. (179)p. 430. (180)p. 430. (181)p. 430. (182)p. 430. (183)p. 431. (184)p. 431. (185)p. 431. (186)p. 431. (187)p. 431. (188)p. 432. (189)p. 432. (190)p. 433. (191)p. 433. (192)p. 434. (193)p. 434. (194)p. 435. (195)p. 435. (196)p. 436. (197)p. 437. (198)p. 438. (199)p. 438. (200)p. 439. (201)p. 439. (202)p. 441. (203)p. 442. (204)p. 442. (205)p. 443. (206)p. 443. (207)p. 444. (208)p. 444. (209)p. 444. (210)p. 445. (211)p. 445. (212)p. 447. (213)p. 447. (214)p. 447. (215)p. 447. (216)p. 448. (217)p. 449. (218)p. 449. (219)p. 449. (220)p. 449. (221)p. 449. (222)p. 449. (223)p. 450. (224)p. 450. (225)p. 450. (226)p. 450. (227)p. 451. (228)p. 452. (229)p. 452. (230)p. 452. (231)p. 452. (232)p. 453. (233)p. 453. (234)p. 453. (235)p. 453. (236)p. 453. (237)p. 454. (238)p. 454. (239)p. 454. (240)p. 454. (241)p. 454. (242)p. 454. (243)p. 455. (244)p. 456. (245)p. 458. (246)p. 458. (247)p. 459. (248)p. 460. (249)p. 460. (250)p. 460. (251)p. 460. (252)p. 460. (253)p. 460. (254)p. 461. (255)p. 461. (256)p. 461. (257)p. 461. (258)p. 462. (259)p. 462. (260)p. 462. (261)p. 463. (262)p. 464. (263)p. 465. (264)p. 465. (265)p. 465. (266)p. 465. (267)p. 466. (268)p. 466.

- (6) CS執筆時のルソーの認識では、CS独自 *people* 概念適合可能条件を備えている事実レベルの *people* は、ヨーロッパでは、コルシカ島の *people* だけであった。それ程に、CS独自 *people* 概念適合可能条件の存在は稀なことなのである。ルイ15世親政下フランス王国の *people* はルソーによれば、CS独自 *people* 概念適合可能条件を備えていない。そうであれば、CS

独自 *people* 概念に適合する *people* をルイ15世親政下フランス王国の *people* を素材として創造する計画はルソーにとっては論外であったであろう。CS 独自 *people* 概念適合可能条件を備えている事実レベルの *people* は、ヨーロッパでは、コルシカ島の *people* だけとの認識を前提とすれば、ジュネーヴ共和国の *people* も CS 独自 *people* 概念に適合する *people* を創る素材として不合格ということになるのであろう。

- (7) CS, p. 359.
- (8) CS, pp. 390-391.
- (9) CS, p. 390.
- (10) 3 編15章においてルソーの厳しい認識が表白されている。CS, p. 431.